

大熊町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
大熊町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、本町に勤務する教職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保することで、教育の質の維持向上と教職員の Well-being（幸福で健康的な状態）を実現することを目的とする。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和6年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「大熊町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」を定め、教職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、令和6年度における本町の勤務実態は以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
義務教育学校	月 36.3 時間	26.3%	0%

- 月 80 時間超の該当者はゼロを維持しているが、約 4 分の 1 の教職員が月 45 時間の指針を超えており、特定の教職員への業務偏重の解消と、全体の底上げに向けた業務改善が依然として課題である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外勤務の抑制

- ・時間外在校等時間が月 45 時間以内かつ年 360 時間以内の割合を 100%にする。
- ・1 年間における 1 ヶ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) 深刻な長時間勤務のゼロ継続

時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員を引き続き 0%とする

(3) ワークライフバランスの向上

仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合を 80%以上とする。

(4) 教育活動の充実

授業準備や自己研さんの時間を確保できていると感じる教職員の割合を 80%以上とする。

3. 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 1 1 年度

※社会情勢や制度改正、実績の推移に応じて、毎年見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務量の適切な管理

・客観的な時間の把握

勤怠管理システムを用いた正確な打刻を徹底し、半月ごとに教職員に周知するとともに、月単位で教職員の勤務状況を把握する。

・業務の重点化と精選

文部科学省が示す「業務の 3 分類」に基づき、学校以外が担うべき業務の整理を推進する。

・ICT・DX の活用

「ふくしまクラウドサービス (FCS)」等を活用し、校務のペーパーレス化、調査回答の効率化、情報共有の迅速化を図る。

(2) 健康確保措置

・医師による面接指導

月 80 時間を超える時間外勤務を行った教職員、または疲労の蓄積が認められる教職員に対し、医師による面接指導を確実に実施する。

・勤務間インターバルの意識

終業から翌日の始業までに一定の休息時間を確保できるよう、退勤時刻の遵守を促す。

- ・メンタルヘルス対策

ストレスチェックの実施と、その結果に基づく職場環境の改善（集団分析の活用）を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

（1）関連する取組

- ・学校閉庁日の設定

夏季休業期間等における一斉閉庁日（8月12日～16日等）を設定し、教職員の連続休暇取得を促進する。

- ・有給休暇取得の促進

年次有給休暇を年間12日以上取得できる環境づくりを推進する。

- ・「チーム学校」の体制整備

スクール・サポート・スタッフ（SSS）等との連携を強化し、教員が「教員にしかできない業務」に専念できる体制を構築する。

（2）今後のフォローアップ

- ・勤務状況の公表

毎年、勤務実態調査結果を公表し、透明性を確保する。

- ・PDCAサイクルの確立

学校の「働き方改革推進委員会」等での協議内容を教育委員会に報告し、効果的な事例を共有・展開する。

- ・計画の改訂

実績値が目標と乖離している場合は、追加の支援策や業務見直しを機動的に実施する。